

法人ニュース くまがはら

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です

2016.8月号
法人会広報

特集
「己いそ己の寄るべ」



Photo：有限会社 久光製作所

●企業リレー ●活動レポート 平成28年4月～6月

めざします。「みんなの法人会」

 公益社団法人 栗原法人会 URL : <http://www.kuri-ho.com>

vol.103

己こそ己の寄るべ

経営コンサルタント
萩野 拓真

倒産経験者同士が助け合う倒産者の会『八起会』がある。弁護士や税理士、再起に成功した会員らが無料で電話相談に乗る『倒産110番』を開設し、再起・整理などの実務的なアドバイスや経験談を交えた人生相談を無料で奉仕しているのである。

その八起会に、「倒産の原因ワースト・テン」というものがある。これは、倒産を経験した会員(約500名)に、「あなたの倒産の原因は何ですか」と、アンケート調査した結果に基づいて作ったものである。ワースト・テンで、下位から順に紹介すると、第10位「ワンマン・反省心の欠如」、第9位「計数管理と勉強不足」、第8位「決断力と実行力の欠如」、第7位「公私混同・経営哲学の

欠如」、第6位「家庭不和・同族経営の弊害」、第5位「新製品・技術開発の遅れ」、第4位「業界情報と環境変化への対応不備」、第3位「事業目的・目標・計画性の欠如」、第2位「社員教育の不備・欠如」、第1位「経営者の傲慢・経営能力の過信」となっている。

この「ワースト・テン」に挙げられたものを見て気づくことは、倒産の原因が外部ではなく、経営者の内部にあることを示している。また、経営がうまくいっている経営者には「これだから成果が出るのだ」というポイントがあるが、倒産が視野に入るほどに停滞している経営者には「なるほど、これが原因か」という似通った要因が内在しているのだということに気づかされる。

まさに、倒産という経営の最悪に導く者は経営者自身であり、率先して「社長が先頭に立って事に当たっているかどうか」が問われる問題なのである。

それを誰かがやるとか、責任を先延ばしや回避したりはできないものであり、一身に経営者が取り組むべきものなのである。その意味では、経営者に「何としても生き抜く」という強い執念を強くして、覚悟をもって臨むことを失ってはならないのだ。

産しましたか」という設問での回答である。その結果は、「5〜10年後」がトップで、以下「10〜15年後」「15〜20年後」と続いている。「5年未満」の回答は最も少なかった。

このアンケートの結果が意味するところは、経営に携わってきた方ならば、自明であろう。経営者となって5年ぐらいいは、誰でも死にもの狂いで、経営へ愚直に心血を注ぎ、その必死には倒産も追いつけない。そうした経営努力が5年も続けば、いい加減な会社でない限り、大抵は軌道に乗るものである。

まさに、経営者の心に油断と慢心が生み、倒産の温床であることを物語って余りある。慢心しがちな順風な調子の良いときにこそ、逆風である危機を感じるという精神が経営者には欠かせないものであり、妥協を許されないものど心得ていかなければならないのである。

赤字法人の企業割合も、暫く7割台で推移している時代に、強い危機感を持って、経営者が自社の収益改善に真剣に率先して取り組んでいかなければならない時でもある。釈迦の教えに、「己こそ己の寄るべ 己を置きて誰に寄るべぞ。よく整えし己こそ まこと得難き寄るべなり」(法句経)とある。まさに、経営者は「よく整えた己こそ寄るべなり」と心得て、鼓舞して生きていきたいものである。人間修養の機会が経営者に与えられていることを自覚し、努めていきたい。



会社(店)経費の公私混同的使用について

先頃何かと話題になった「都知事・県議会議員」による政治資金の公私混同的使用の話は我々企業、商業経営者にも接待費・厚生費等の計上とそのまま当てはまる事柄では無いでしょうか？
判っているつもりをもう一度再確認したいと考えます。
今回は東北税理士会宮城県東北支部の税理士先生にお話を伺ってみました。

Q1 一昨年前の法人会研修でも「接待費」について講義がありました。そのときの内容は、使える接待費は有効に使いましようということでした。今回は、更に「法的」を超えた「心情的」という要素が加わります。我々が気を付けなければならぬのは法的に認められていれば大丈夫なのだと思分本位に考えがちですが、注意する点を教えて下さい。

税理士先生 事業に関係する者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用を一般的に「交際費」と呼んでおります。企業が事業遂行上の必要性から支出する交際費は本来事業上の経費として認められるものであると思いますが、注意すべき点は、事業遂行上必要なものでなければならぬと云うことです。親戚、友人や知人の慶弔・禍福の際に支出する祝儀・不祝儀の類のものは個人的費用になるのではないのでしょうか。

Q2 舛添要一氏(前東京都知事)が疑問を持たれた家族役員と

の宿泊を伴う会議などの考え方は親族会社としてはどのように処理すべきものなのでしょうか。(外食の場合など)

税理士先生 会議に要した費用については、会議の実体が必要であると思いますが、会議室の使用料、講師謝礼、資料代、お茶代等の費用については会議費として処理する方法が良いと思います。又、会議の内容が説明できるよう、資料は保存しておくべきでしょう。又、宿泊費については、やはり事業の遂行上必要であるのかどうかだと思います。宿泊した役員全員が家族である場合は、会社の費用にできるかどうか問題があると思いますが一般的には個人的な支出になると考えます。外食の場合も同じになると思います。

Q3 会社代表や商店主は付き合いも多く礼服を着る機会も多いですが経費扱いにならないのでしょうか。(祭り・祝い等領収書の出ない場合など)

税理士先生 得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、

慶弔・禍福に関する支出は、交際費になるので、領収書がなければ「ダメ」と云う事ではないので、「支払証明書」に支出した内容を書いて保存すると良いと思います。支払証明書でなくとも、例えばお礼状のながきに、相手先の名称、支出した金額等を書き込んで、証明書類にしておけば良いでしょう。

Q4 他に税理士先生より経理上の注意点を教示お願い致します。

税理士先生 他に交際費で公私混同されやすい支出としてゴルフの費用や飲食代があると思います。ゴルフや飲食代の費用が得意先、仕入先、その他事業に関係ある者である必要がありますので、領収書に同伴者と飲食の相手方の氏名等、その内容をメモ書きしておくのが良いと思います。

結論です。会社の顧問の税理士に相談していただき適正な会計、税務処理をされることをお勧めします。

企業リレー

【毎号表紙を飾っていただくのは各企業の社員さんです。】

志波姫

有限会社
久光製作所

昭和四十年築館町伊豆で先代が創業開始し昭和六十年九月現在の志波姫南堀口に移転しました。平成七年に法人登録し現在に至っております。
平成二十四年工場向かい側敷地に第2工場として塗装、組立工場を新築しました。

仕事内容は農機具修理、鉄・アルミ・ステンレス等金属溶接。旋盤、フライス、ボール盤等切削加工。生産機械修理、製作、改造。鉄板切断、折り曲げ加工、供給切れ部品製作、ワゴン部品製作等金属全般に扱っています。

創業当時は農機具修理、部品製作が主な内容でした。今では生産機械の修理、製作や付帯設備の製作設置等と内容が変わってきましたが、基本的には構造は一緒なので何とか対応してきました。とは言え、扱う機械が多岐にわたり皆様にご迷惑をお掛けしながらご指導受け対応できて来たことに感謝申し上げます。

今後は今まで通り迅速な対応を心がけ、地域社会に密着した皆様に必要とされる会社を目指し全力投球で頑張っております。

《次回登場企業紹介》

栗駒の「株」コマテック」さんです。

4/27
Wed

「税務研修会(平成28年度女性部会総会)」

場 所：栗原市若柳「はさま会館」
 テーマ：「未来志向」
 講 師：築館税務署 署長 田中啓太郎 氏
 参加者数：23名(内一般3名)



平成28年度女性部会総会
 会場において、田中税務署長
 による税務研修会が行われま
 した。平成31年10月導入予
 定である「消費税の軽減税率
 制度」などについて解説して
 頂きました。女性部会員の皆
 さんは興味深く聞き入ってお
 りました。

5/26
Thu

「税務研修会(平成28年度定時総会)」

場 所：栗原市築館「ホテルグランドプラザ浦島」
 テーマ：「軽減税率制度のポイント」
 講 師：築館税務署法人課税部門
 統括国税調査官 中鉢 勝亀 氏
 参加者数：82名(内一般11名)



平成28年度定時総会は上程
 議案全て原案通り承認可決され
 ました。その後、中鉢統括国税
 調査官による税務研修会が行わ
 れました。消費税の軽減税率制
 度について、対象品目の実例な
 どを挙げながら分かりやすく解
 説して頂きました。

6/21
Tue

「実務セミナー」

場 所：栗原市築館「市民活動支援センター」
 テーマ：「年金・社会保険・労務管理実務講座」
 講 師：特定社会保険労務士 小島 信一 氏
 参加者数：24名(内一般2名)

今後、日本の総人口における高齢化率はさらに上昇を続け、高年
 齢者の活躍なくしては人手不足により会社の存続すら危うくなる
 という、深刻な経営課題となっています。本セミナーでは、高年齢
 者の「労働意欲」と「生産性アップ」の両立のポイントを押さえた労務管
 理と、助成金活用のポイントなどについて解説して頂きました。参
 加者の皆さんは熱心に受講していました。



6/22
Wed

「会員親睦ゴルフ大会」

場 所：岩手県一関市「一関カントリークラブ」
 参加者数：26名

初夏の風が心地良い、絶好のゴルフ日和となりました。今年の優勝
 者は初参加の高橋富男氏(千葉会計事務所)、準優勝は高橋幸男氏(五
 洋商事)、3位は高橋隆氏(高橋工務店)、ベストはトータル81・相
 馬信幸氏(ALSO)。皆さんおめでとうございます。



《お知らせ》

築館税務署
定期異動

平成28年7月10日付

署 長 武田 実
 前 仙台国税局 税務相談室 主任税務相談官
 前 署長 田中 啓太郎
 大阪国税局 調査第一部 調査第十五部門 統括国税調査官



申告内容に誤りがあった場合の手続

①納める税金が多すぎた場合や還付さ
 れる税金が少なすぎた場合
 税額の減額や還付金額の増額を求め
 る「更正の請求」をすることができます。
 「更正の請求」は、平成23年12月2日
 以後に法定申告期限が到来する国税に
 ついて、原則として、法定申告期限か
 ら5年間間することが出来ます。その際
 には、「更正の請求」をする理由の基礎
 となる事実を証明する書類を添付して
 いただく必要があります。
 なお、故意(勘違いや単純な誤りな
 どの過失は含まれません。)に内容虚偽
 の「更正の請求書」を提出した場合につ
 いて、法律に罰則の定めがあります。
 (参考)平成23年12月1日以前に法定申告
 期限が到来した国税について、「更正の
 請求」をすることができる期間を過ぎた
 場合であっても、税務署長が増額の更正
 を行うことができる期間内であれば、税
 額の減額や還付金額の増額を求める「更
 正の申出」をすることができます。
 なお、税務署長が増額の更正を行うこ
 とができる期間を過ぎると、減額の更正
 を行うこともできなくなるため、提出期
 間内に「更正の申出書」を提出された場合
 であっても、申出の内容等によっては、
 調査により減額の更正をすべき事実を確
 認できず、結果として減額の更正ができ
 ない場合があります。このため、「更正
 の申出書」については、期限のおおむね
 3か月前までに提出していただくよう
 お願いします。
 また、「更正の申出」については、申出
 のとおり更正されない場合であっても
 不服申立てをすることはできません。

②納める税金が少なすぎた場合や還付
 される税金が多すぎた場合
 申告内容の誤りは、修正申告により
 訂正することができます。
 税務調査の前に自主的に修正申告を
 すれば、過少申告加算税は課されませ
 ん。(注)
 ただし、法定納期限の翌日から納付
 の日までの間に係る延滞税が課される
 場合があります。
 (注)当初の申告が期限後申告の場合は、
 無申告加算税が課される場合があります。

税
の
知
識
vol.19
平成28年8月
国 税 庁

「税務手続について」
近年の国税通則法等の改正も踏まえて
平成28年4月 国税庁・国税局・税務署

発行：公益社団法人 栗原法人会
 〒987-2216 宮城県栗原市築館伊豆三丁目1番10号
 TEL 0228 (22)2775 FAX (22)2774
 E-mail: office@kurii-ho.com
 URL: http://www.kurii-ho.com

※平成27年10月1日より、事務所移転しました。
 新住所：宮城県栗原市築館伊豆三丁目1番10号
 栗原コスビル2階(旧築館税務署)